

令和 8 年度（2026 年）ブルーオーシャン新規開拓事業業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和 8 年度（2026 年度）ブルーオーシャン新規開拓事業業務委託

2 目的

これまで本県は、非関税障壁が低い香港やシンガポールを主要輸出ターゲット市場の一つとして取組みを進めてきたが、既に多くの日本産品が輸出されており価格競争が激しく、輸出拡大は難しい状況である。

このことを踏まえ、輸出のハードルが比較的少ない国・品目を選んで新規市場開拓を行っているところであるが、更なる輸出拡大を図るためには、次なる市場の開拓を本県が先駆けて行う必要がある。

ブルーオーシャンと言われる市場は、輸出規制や政治的・宗教的要因により輸出のハードルが高いが、競合相手が少なく、品目によっては販路拡大の可能性を秘めており、県産品の更なる輸出促進・販路拡大を図るため、市場調査及びターゲット市場の選定を行うもの。

3 契約期間

契約締結の日から令和 8 年（2026 年）9 月 30 日（水）まで

4 業務内容

（1）市場選定に向けた調査

・調査を行う内容は以下のとおりとすること。

◆市場アクセスについて

- ①農林水産物・食品輸出に関する各種規制
- ②食品輸出の際の関税手続き、検査、許認可取得手続き等の法規制・規格
- ③輸送に係る課題等

◆日本産食品市場の動向

- ①日本産食品輸出状況
- ②小売市場の規模、構造、成長率、購買者層（所得水準等）、市場としての将来性等
- ③日系小売業者（百貨店、スーパー、コンビニ等）の進出状況
- ④外食市場の概要
（例）日本産食材を扱っている飲食店及び扱われている食材の状況
- ⑤現地消費者、飲食店のトレンド
（例）味等の嗜好、パッケージ（デザイン等）、世代別のトレンド等
- ⑥既に現地で販売されている日本産食品の特徴
（例）現地消費者等への訴求の工夫等

◆販路開拓の可能性のある熊本県産品

- ・市場調査を行う国・地域は、競合相手が少なく、品目によっては販路拡大の可能性を秘めている「ブルーオーシャン市場」とし、少なくとも3地域（※）・5か国以上を調査すること。
 ※東南アジア（シンガポール除く）、南アジア、北米、中南米、EU、中東、オセアニア
- ・調査結果を踏まえ選定会議にて諮るターゲット市場・品目案については、県と協議のうえ決定すること。

（２）選定会議の開催

- ・輸出関係機関及び専門家を交えた選定会議を開催し、ターゲット市場及び品目を選定すること。また、開催日及び開催方法については委託者と協議のうえ決定すること。
- ・選定会議委員の選定にあたっては、事前に委託者と協議すること。
- ・選定会議に向け、ターゲットとする市場・品目の選定理由を整理した説明資料を作成すること。

5 成果物等

本業務の成果物等は次のとおりとし、紙媒体で1部及び電子データで提出。

- （１）業務完了報告書（様式は別途定める）
- （２）成果報告書（様式任意、内容は次のとおり）
 - ① 市場調査の結果（選定会議説明資料作成のため収集した各データを含む）
 - ② 委託業務に関するまとめ、課題・考察等
 - ③ ターゲット市場において熊本県産品の輸出拡大を図るための提案
 - ④ その他、成果報告書の内容として妥当と思われる事項

6 著作権に係る留意事項

- （１）作成に当たり、第三者（本県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- （２）本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに作成、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。

7 守秘義務

受託者は、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8 その他

- (1) 契約締結後、本業務のスケジュールを明確かつ詳細に作成すること。
- (2) 専任の担当者を配置し、県との打合せ等に担当者等を出席させること。
また、電話、メール等にて速やか、かつ確実な連絡体制をとること。
- (3) 業務の履行に際しては、この仕様書に定めるもののほか、必要に応じて熊本県と協議し実施すること。